

令和8年度「長崎市子育て住まいづくり支援費補助金」

長崎市では、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり及び子育て家庭の経済的負担の軽減、中古住宅の流通及び改修による性能向上並びに市内に発生する空き家の抑制を図るため、子育てのために中古住宅を取得する者又は取得した中古住宅を改修する者に対し最大60万円補助します。



補助制度の概要

<p>申請できる方 (補助対象者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下のいずれかに該当する多子世帯または子育て世帯 <ol style="list-style-type: none"> ① 新たに市内に中古住宅を取得しようとする世帯 ② 1年以内に取得した中古住宅を改修しようとする世帯 ■ 市税の滞納がない世帯
<p>補助対象の 主な条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下のいずれかに該当する経費であること <ol style="list-style-type: none"> ① 中古住宅の取得（居住面積 60㎡以上） ② 申請日の過去1年の間に取得、もしくは取得予定の中古住宅の改修工事 ■ 以下のすべてに該当すること <ol style="list-style-type: none"> ① 改修工事は、市内に本社がある法人または市内に住所がある個人が施工し、かつ、補助金の交付決定日から90日以内に工事着手する工事であること ② 転居、工事完了、代金の支払いのいずれか遅い日から30日以内、又は令和9年3月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書の提出を行うこと ③ 過去10年度の間長崎市のリフォーム補助を受けた住宅ではないこと ④ 住宅が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内でないこと <p>※ 補助金の交付決定前に、工事請負契約、工事着手、売買契約(住宅取得)を行った場合は補助対象となりません。</p>
<p>用語の定義</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多子世帯…満18歳未満の子が3人以上（妊娠中を含む）の世帯。 ■ 子育て世帯…満18歳未満の子が1人または2人（妊娠中を含む）の世帯。 ■ 中古住宅…既に建設されたものであり、新築住宅（新たに建設された住宅で、人の居住の用に供したことがないもの。（建設工事完了から1年を経過したものを除く。））以外の住宅。

補助金額と限度額

区分	補助金額	補助限度額 (空き家利用の場合)
多子世帯	補助対象経費の5分の1以内 (税抜き、千円未満切り捨て)	50万円 * (60万円)
子育て世帯		40万円 * (50万円)

(※1年以上居住者のない耐震性能を有する空き家の場合は限度額を引き上げます)

申請書類と提出期限

申請書類	<ul style="list-style-type: none">■ 長崎市住宅政策室及び、各地域センター窓口等で配布。■ 市ホームページからも、ダウンロードすることができます。
申請書提出	<ul style="list-style-type: none">■ 受付場所 長崎市住宅政策室 ※地域センター等では詳細の説明及び申請受付は出来ません。■ 受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00
申請書提出期限	<ul style="list-style-type: none">■ 受付期間：令和9年1月29日（金）まで ※ただし、<u>予算が無くなり次第終了</u>となります。

補助金に関する問い合わせ

長崎市 住宅政策室

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号長崎市役所 18階

TEL:095-829-1189

ホームページはこちら

